

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 確定申告をすれば税金が戻る人

Q : 私はサラリーマンです。会社からもらう給料については、年末調整をされています。ところで、多額の医療費を支払った場合など、確定申告をすれば税金が戻ることがあるようですが、具体的にはどのような場合でしょうか。

A : マイホームを住宅ローンで取得した場合や、年の途中で退職しその後就職しなかったため年末調整を受けなかった場合などです。

【解説】

サラリーマンの大部分の人は、年末調整により年税額が確定しますが、確定申告をすることによって、前もって払い過ぎていた税金が戻ってくることもあります。具体的には次のような場合です。

- (1) 多額の医療費を支出し、医療費控除の適用を受けるとき
- (2) 災害や盗難などで住宅や家財に損害を受け、雑損控除の適用を受けるとき
- (3) 特定の寄付をし、寄付金控除の適用を受けるとき
- (4) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (5) 年の途中で退職してその後就職しなかったため、年末調整を受けなかったとき
- (6) 配当所得があり、配当控除を受けるとき
- (7) 給与所得者の特定支出控除の適用を受けるとき
- (8) 原稿料などのアルバイト収入から源泉徴収されている人で、給与と合わせた収入がそれほど多くないとき

